

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	子ども子育て支援関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那須塩原市は、子ども子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木県那須塩原市長

公表日

令和7年8月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法など関連法に則り、保育所入所の申込受付・決定、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会
③システムの名称	子ども子育て支援システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
支給認定情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表(第九条関係)百二十七 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第六十八条 第一項～第七項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第二条 表第一欄 百五十五 (情報提供) 情報提供は行わない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来部 保育課
②所属長の役職名	保育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子ども未来部保育課 〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2-3 電話0287-46-5536
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども未来部保育課 〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2-3 電話0287-46-5536
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> </div> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムを通じて利用できる事務へのアクセス権限を担当職員のみを設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を用いてアクセスするため。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月26日	評価実施機関における担当部署	②所属長 子育て支援課長 石塚 昌章	②所属長 子育て支援課長 高久 幸代	事後	
平成29年4月26日	対象人数 いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月26日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署	②所属長 子育て支援課長 高久 幸代	②所属長 子育て支援課長 相馬 智子	事後	
令和1年6月21日	評価実施機関における担当部署	①部署 子ども未来部子育て支援課	①部署 子ども未来部保育課	事後	
令和1年6月21日	評価実施機関における担当部署	②所属長 子育て支援課長 相馬 智子	②所属長の役職名 保育課長	事後	
令和1年6月21日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	子ども未来部子育て支援課 〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2-3 電話0287-46-5533	子ども未来部保育課 〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2-3 電話0287-38-0036	事後	
令和1年6月21日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	子ども未来部子育て支援課 〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2-3 電話0287-46-5533	子ども未来部保育課 〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2-3 電話0287-38-0036	事後	
令和1年6月21日	対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年6月22日	対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月22日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年6月7日	対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月7日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月16日	法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事前	
令和4年6月13日	対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年6月13日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和6年12月4日	対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年12月4日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年12月4日	I 関連事項7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	子ども未来部保育課 〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2-3 電話0287-38-0036	子ども未来部保育課 〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2-3 電話0287-46-5536	事後	
令和6年12月4日	I 関連事項8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	子ども未来部保育課 〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2-3 電話0287-38-0036	子ども未来部保育課 〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2-3 電話0287-46-5536	事後	
令和6年12月4日	IV リスク対策8. 人手を介在させる作業人としてのミスが発生するリスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加
令和6年12月4日	IV リスク対策8. 人手を介在させる作業判断の根拠	記載なし	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加
令和6年12月4日	IV リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加
令和6年12月4日	IV リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策当該対策は十分か【再掲】	記載なし	十分である	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加
令和6年12月4日	IV リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠	記載なし	情報提供ネットワークシステムを通じて利用できる事務へのアクセス権限を担当職員のみを設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を用いてアクセスするため。	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加
令和7年8月20日	対象人数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年8月20日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年8月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第8、94項並びに内閣府・総務省令第8条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表(第九条関係)百二十七番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第六十八条 第一項～第七項	事後	
令和7年8月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条8号、別表第二 第13、116項 (情報提供) 情報提供は行わない。	(情報照会) 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第二条 表第一欄 百五十五 (情報提供) 情報提供は行わない。	事後	